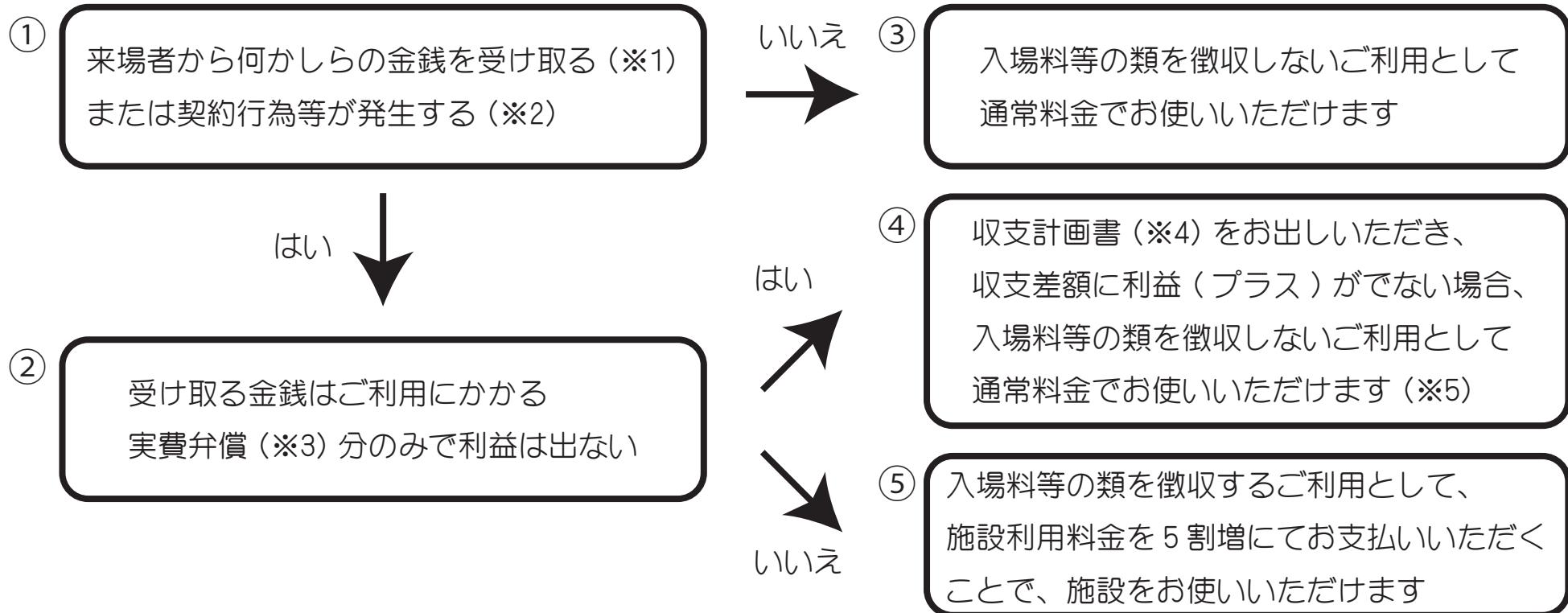


入場料等の徴収有無にかかるフローチャート



※1 金銭は種類・名目を問いません。また、ご利用前のチケット販売等や、後述する契約行為等があり利用後に支払い等が発生する場合であっても、当該利用にかかり金銭を受け取るものとして取り扱います。

※2 何かしらの対価として金銭の授受が発生する行為は、すべて契約行為があるものとして取り扱います。金銭の授受のタイミングは施設ご利用の前後を問いません。

※3 ここで言う実費弁償とは、施設利用料の他、広告宣伝費、謝礼報酬、材料費等、催事開催に必要な経費を指します。
チャリティイベントでの寄付や、発表会開催のための積立金等も経費として取り扱います。
また、複数回にわたっての講座等開催の場合、徴収される全参加費等を1回あたりの単価に分割して計算します。
なお、講師等が主体で開催する催事における講師自身の報酬や単純な繰越金は、経費ではなく利益として取り扱います。

※4 収支計画書は、収支内訳および金額の記載があれば原則として様式を問いません。お持ちでない場合はお申し出ください。

※5 あくまでご利用前の計画段階での確認ですが、ご利用実態とかけ離れていることが明らかになった場合は、入場料等の類を徴収するご利用として割増料金をお支払いいただく場合があります。あらかじめご了承ください。